

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

公益社団法人福島県歯科医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人福島県歯科衛生士会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が福島県と締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づき行う歯科医療救護活動において、乙との相互連携に必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、重大事故等における傷病者の集団発生時を含む。

（歯科医療救護活動）

第2条 乙は、甲から要請があったときには、災害現場等に設置される医療救護所又は避難所、その他甲が指定する場所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 前項に規定した歯科医療救護活動の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医師による歯科医療救護業務の補助
- (2) 避難所等における口腔衛生等の指導及び啓発
- (3) 避難所等での歯科保健に係る実態評価及び集計
- (4) その他甲が指定する必要な業務

（歯科医療救護活動班に対する指揮命令）

第3条 歯科医療救護活動班に対する指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（訓練）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に応じ乙が歯科医療救護活動等を実施した場合、その業務に従事、または協力した者に対する費用弁償等は、甲が福島県と締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目」の定めによるものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲が編成する歯科医療救護班が使用する医薬品及び衛生品等は、甲が供給するものとする。

（他府県等における救護活動への協力）

第7条 甲が福島県の要請に応じて他県等に歯科医療救護チームを派遣する場合は、乙は可能な限りこれに協力するよう努めるものとする。

2 前項の規定により乙が他県等において歯科医療救護活動に協力する場合には、その取り

扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和5年8月19日

(甲) 福島県福島市仲間町6番6号
公益社団法人 福島県歯科医師会
会長 海野 仁



(乙) 福島県福島市仲間町6番6号 福島県歯科医師会館内
一般社団法人 福島県歯科衛生士会
会長 丹野 直子

